

認定こども園整備の手引き

—整備希望の皆様へ—

—令和7年12月版—

横浜市こども青少年局
こども施設整備課

－ は じ め に －

この資料は、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、幼保連携型認定こども園を中心、整備にあたって基本的な事項について要約したものです。幼稚園・保育所からの移行により認定こども園の設置をお考えの事業者の方は、ご参考にしてください。

なお、記載内容は作成日現在のものです。法令や予算の関係で、補助制度などは変更になる場合があります。また、横浜市から整備費等の補助を受けて幼保連携型認定こども園を整備する場合は、本手引きに記載した内容以外にも、補助金交付の要件として、別途条件を付すことがあります。詳細は、公募の際に提示する募集要項にてご確認ください。

目 次

第1章 認定こども園の概要

1 認定こども園とは ······	1
-------------------	---

第2章 幼保連携型認定こども園の設置

1 幼保連携型認定こども園の整備について ······	1
2 事業主体 ······	1
3 整備の方法 ······	1
4 定 員 ······	3
5 施設の設備、床面積等 ······	7
6 整備にあたっての留意事項 ······	7
7 認可変更 ······	12
8 Q & A ······	13
9 その他 ······	15

第3章 認定こども園の運営

1 認定こども園への入所 ······	16
2 教育及び保育の内容 ······	16
3 職 員 ······	17
4 教育・保育時間等 ······	18
5 地域子育て支援事業等 ······	18
6 運営費の助成 ······	20
7 給食業務 ······	21

第4章 参考資料

横浜市の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の主な基準（まとめ） ······	24
主な関係法令 ······	26
問合せ先一覧 ······	27

第1章 認定こども園の概要

1 認定こども園とは

認定こども園とは、小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に提供する施設です。保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、子育て相談や子育て広場など、園に通っていない・在宅で子育てをする家庭への子育て支援を行うこと機能を有しています。

横浜市において認定こども園を整備する場合、横浜市長の認可・確認もしくは認定・確認が必要です（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園法という。）第3条第7項、第17条第6項及び子ども・子育て支援法第31条第4項）。整備を計画する場合は、事前に「こども青少年局こども施設整備課」に問い合わせ、相談をしてください。

第2章 幼保連携型認定こども園の設置

1 幼保連携型認定こども園の整備について

幼保連携型認定こども園の整備については、既存の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び認可保育所からの移行により進めています。幼保連携型認定こども園の認可については、補助金による整備か否かなどを考慮し、事業計画、組織体制、運営状況などを市が総合的に審査して判断します。

2 事業主体

幼保連携型認定こども園を設置できる主体は学校法人及び社会福祉法人に限ります。ただし、平成27年3月31日以前から設置されている個人立や宗教法人立等の幼稚園も移行ができる特例があります。

3 整備の方法

幼保連携型認定こども園へ移行するためには、次のような整備手法があります。事業者の募集については、横浜市のホームページ等で案内しますので、ご確認ください。

いずれの場合においても、各年度4月1日の開園となるため、その点を考慮し整備スケジュール等を検討する必要があります。

【参考】認定こども園整備関係（事業者の募集関連）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/kankei/>

（1）自主財源による整備【既存の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び認可保育所からの移行】

横浜市からの整備費補助を受けずに、事業者が自己資金で幼保連携型認定こども園へ移行するために必要な整備を行うものです。事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

(2) 建設費の補助を受けて建物を建設することによる整備【既存の幼稚園、幼稚園型認定こども園からの移行】

横浜市からの建設費補助を受けて幼保連携型認定こども園へ移行するためには必要な整備（乳児棟の増築、改築など）を行うものです。対象は学校法人に限ります。

事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

(3) 改修費の補助を受けて内装を改修することによる整備【既存の幼稚園、幼稚園型認定こども園からの移行】

既存の園舎において、横浜市からの内装整備費補助を受けて幼保連携型認定こども園へ移行するためには必要な整備（乳児室や調理室への改修）を行うものです。対象は学校法人に限ります。

事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

4 定 員

(1) 定員とは

定員には、「認可定員」と「利用定員」と各施設2種類設定しており、原則として同数での設定となります。

【認可定員】

- 認定こども園法等に基づく、認定こども園等の設置に当たり認可された定員です。
- 基本的には保育室、学級数及び職員数を勘案して決定される、施設の受け入れ上限定員として設定します。
- 設定後の変更は適正な手続きが必要となり、変更する場合は戻さないことを前提とします。

【利用定員】

- 子ども・子育て支援法に基づき設定するもので、利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で設定する定員です。
 - 給付費（委託費）の単価水準は、利用定員を基に定めています。
 - 利用定員の範囲内での受け入れを原則とし、利用定員から超過して受け入れる場合は、定員外の受け入れに当たります。
- 施設・職員に余裕があり、「定員外の受け入れ」を行うためには、子どもの認定号数に関わらず、区役所こども家庭支援課との調整が必要です。

(2) 定員設定

【原則】 認可定員 = 利用定員

【例外】 認可定員 > 利用定員

幼保連携型認定こども園の定員は1号・2号・3号をそれぞれ設定します。定員数については、現在の受入人数や地域のニーズ等の状況により設定するとともに、年齢別内訳については、全年齢の持ち上がりが可能な定員設定とする必要があります。加えて、就労状況等の変化による認定区分の変更に柔軟に対応できるように、施設基準に余裕を持った1号と2号の定員数の設定とすることが必要です。

なお、幼保連携型認定こども園は、地域型保育事業の連携施設としての役割も期待されています。このため、地域の状況に応じ、1号認定の預かり保育事業や、2号・3号認定の2歳児と3歳児の定員差を設けるなどにより、連携枠を確保していただくことがあります。

また、施設基準に余裕がある場合、定員の弾力化による保育を行っていただくことがあります。

5 施設の設備、床面積等

幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「基準条例」といいます。）、及びその他法令に定められた基準を満たす必要があります。また、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき、望ましい要件を満たしていただくことを求めています。

（1）設備の基準

幼保連携型認定こども園の設備には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備が必要です。その基準は、基準条例によります。また、実施する子育て支援事業の内容に応じて、子育て支援スペースを確保してください。

加えて、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室の設置に努めてください。

(2) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室

乳児室又はほふく室は、0・1歳児1人につき 3.3 m^2 以上、保育室は、2～5歳児1人につき 1.98 m^2 以上の面積が必要です。

これらの面積は、有効面積（内法面積から造付け・固定造作物を除いた面積）で算出します。

【面積から除く造り付け・固定造作物】

- (1) 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
- (2) 吊り押入れ、吊り戸棚(床上140cmの空間を確保したものは除く)
- (3) 手洗い器
- (4) ピアノ

【その他】

(1) 面積の算出方法（内法・有効面積）は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室に適用します。

(2) 採光面積の基礎となる床面積は、建築基準法上の基準であるため、同法の規定する床面積（壁芯）です。

※ 平成27年3月31日までに認可された幼稚園からの移行で、既存の設備を用いる部分においては、3歳児以上保育室の面積基準（3歳以上の園児数× 1.98 m^2 以上）の適用はありません。

※ 平成27年3月31日までに認可された保育所からの移行で、既存の設備を用いる部分においては、設置時に「0・1歳児1人につき 2.475 m^2 以上」で認可を受けている園は、なお従前の例によることができます。

(3) 園舎位置、面積等

園舎は原則2階建て以下となります。ただし、特別な事情がある場合、3階建て以上とすることができます。

位置は、同一の敷地内または隣接する位置に設けることが原則です。ただし、公道を挟む程度である等、敷地内または隣接する位置と実質的に違いがなく、園児の移動の安全が確保されており、活動上支障がないと判断できる場合は、この限りではありません。

面積はAとBを合計した以上が必要です。

A 学級数に応じた面積

1学級	180 m^2
2学級以上	$320\text{ m}^2 + 100\text{ m}^2 \times (\text{学級} - 2)$

B 満3歳未満の乳児室・ほふく室の面積

なお、以下の建物等は園舎に含まれません。

- ・教員宿舎及びその用に供する土地
- ・スクールバス用の車庫及びその用に供する土地

※ 平成27年3月31日までに認可された保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、園舎面積の適用はありません。

(4) 遊戯室

遊戯室は 90 m²以上の面積が必要です。特別な事情があるときは、保育室との兼用も可能です。

※ 平成 27 年 3 月 31 日までに認可された保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、遊戯室の面積（90 m²以上）の適用はありません。

(5) 園庭

園庭は同一の敷地内または隣接する位置に設けることが原則です。ただし、公道を挟む程度である等、敷地内または隣接する位置と実質的に違いがなく、園児の移動の安全が確保されており活動上支障がないと判断できる場合は、この限りではありません。

A と B のいずれか大きい面積以上が必要です。

$$\begin{aligned} A & \quad 2 \text{ 学級以下 } 330 + 30 \times (\text{学級} - 1) + 2 \text{ 歳児} \times 3.3 \text{ m}^2 \\ & \quad 3 \text{ 学級以上 } 400 + 80 \times (\text{学級} - 3) + 2 \text{ 歳児} \times 3.3 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$B \quad 2 \text{ 歳児以上} \times 3.3 \text{ m}^2$$

※ 平成 27 年 3 月 31 日までに認可された幼稚園からの移行で既存の設備を用いる場合、B の適用はありません。

※ 平成 27 年 3 月 31 日までに認可された保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、A の適用はありません。

※ 平成 27 年 3 月 31 日までに認可された幼稚園・保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、基準の専用面積の確保が困難であり、安全の確保や日常的な利用ができる近隣の公園等であるなど、一定の要件を満たす場所については、2 歳児に係る必要面積に算入することができます。

※ ピロティーなど、屋根、天井があり建築面積に含まれる場所は、園庭としては認められません。

※ 用地が不足し、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上に園庭をすることもできますが、その場合には、園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場を設けること、及び防災上の設備の設置等が必要です。また、園庭を地上に設置した場合と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できると認められること。保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下 1 階の範囲内に屋上が位置していることなどが求められます。

※ 平成 27 年 3 月 31 日までに認可された幼稚園・保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、2 歳児に係る必要面積のみ、屋上に園庭を設ける場合の要件である保育室の上下 1 階の範囲内に屋上が位置することの適用はありません。

(5) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下、「保育室等」とする）の設置階

3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければなりません。ただし、屋上園庭の要件を満たす（当該保育室等と同じ階又は当該保育室等がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する等）場合は、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも可能です。

(6) 保健室

静養できる機能を有すること。病児の静養、感染症等の園内感染防止を目的として、区画された室とします。なお、事務室との兼用も可としますが、カーテン等で区画をしてください。

（医務室には必要な医薬品等を常備すること）

(7) 調理室

定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。

なお、調理室については、衛生面、作業動線を考慮した設備とするため、設計の段階でその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

(8) 便所

定員に見合う設備及び面積を有していること。2歳児以上定員10人に対し、概ね幼児用大便器1個程度が最低目安です。

なお、種別も、児童用及び職員用に加え、調理職員専用のものや、バリアフリーに対応したものの設置が必要です。

(9) 駐車場

送迎に車を利用する保護者が増加しています。近隣地域と交通問題を生じさせないよう、設置場所の状況により自動車による送迎が見込まれる場合には、十分な駐車スペースの確保が必要です。

※ 駐車場を設ける場合は、福祉のまちづくり条例により1台以上を車いす使用者対応とする必要があります。

(10) 学級編制

教育課程に基づく教育を行うため、満3歳以上の園児については1号認定と2号認定の子どもが一体となって学級を編制します。1学級の園児の数は、原則35人以下とする必要があります。

6 整備にあたっての留意事項

幼保連携型認定こども園は「学校及び児童福祉施設」としての位置づけを持つ施設です。建築基準法や横浜市福祉のまちづくり条例などの法令で、点字ブロックの設置や階段幅、廊下の幅員について一般の建築物に比べ厳しい条件が課されています。そのため、幼保連携型認定こども園の整備にあたっては、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱に定める基準の遵守はもとより、都市計画法、建築基準法、消防法、横浜市福祉のまちづくり条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例等の各種法令や通知についても留意する必要があります。都市計画法上問題ないか、建築基準法に抵触しないか、消防水利が整備されているか、バリアフリー設備の整備が可能か等を、所管課に確認・相談の上、整備を検討してください。

なお、児童の健康及び安全面からシックハウス対策を行うとともに、建材についてはノンアスベスト材のものを使用します。

参考までに、いくつか留意点を示しております。

(1) 建物の要件

ア 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(法適合の確認方法)

			既存建物の検査済証が有り		既存建物の検査済証が無し	
			既存建物の法適合	整備内容の法適合	既存建物の法適合	整備内容の法適合
部分増築			既存建物の検査済証	増築部分の検査済証	増築に伴い交付された確認済証	増築部分の検査済証
用途変更	こども園認定 幼保連携型	200 m ² 超	既存建物の検査済証	用途変更に伴い交付された確認済証	用途変更に伴い交付された確認済証	
		200 m ² 以下		建築士による証明※ ¹	法適合状況調査報告書※ ²	建築士による証明※ ¹

※ 1 関係法令に適合していることを証明する書面及び資料等をご提出ください。

※ 2 「既存建築物の現況調査ガイドライン」(令和7年11月 国土交通省)に基づいた法適合調査。

イ 新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと（旧耐震基準の建物（昭和56年5月31日以前に確認済証が交付）の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。新耐震基準で検査済証の無い建物の場合は、ガイドラインによる建築基準法適合状況調査等を提出してください）。

※ 3 耐震判定機関とは、既存建物や耐震改修等に対して第三者による客観的な評定を行う機関。なお耐震判定機関等とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定機関又は市長がそれと同等と認める機関。（<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/nw/hantei/>）

(2) 用途変更

既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、既存園舎部分も含め、建築基準法第87条に基づく用途変更の届出が必要です。

また、既存の保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合は、基本的に用途変更の届出は不要ですが、当該保育所の所在地が第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域の場合のみ、用途変更の届出が必要となります。

(3) 近隣・保護者への説明及び配慮

認定こども園の整備に伴い、影響を受ける方への対応は、応募法人の責務です。

施設の整備及び施設の運営を円滑に進めるため、近隣住民等（特に隣接地の住民、町内会等）及び在園児の保護者に丁寧に説明を行い、十分な調整を行ってください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、理解と協力が得られるように努め、説明内容について横浜市に報告していただきます。

施設の設計に当たっては、横浜市生活環境の保全等に関する条例に定められた騒音等に関する基準（第31条2項、第51条3項）に留意し、工事施工に当たっても、騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域への配慮をお願いします。

(4) 採光及び換気のための開口部の確保

乳児室・保育室などは、部屋ごとに、床面積の5分の1以上の採光要件（十分な採光が可能な窓の設置）等を満たす必要があります。

(5) 移動等円滑化経路の確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び横浜市福祉のまちづくり条例により、施設を円滑に利用できるよう、基準を満たす必要があります。

(6) 保育室等を2階以上に設ける場合の要件

児童の安全性等防災上の観点から、保育室等は特別理由のない場合は1階に設けることが望ましいとされていますが、2階以上に設ける場合には、基準条例で読み替えて準用する、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「児童福祉施設基準条例」という。）等に基づいて必要な設備を備える必要があります。

保育室等を設ける階数により必要な設備が異なり、別途消防局との協議や他の法令に基づき、設備設置や防火措置が求められます。以下の基準のほか必要な設備は、児童福祉施設基準条例等を参照してください。

基準条例第14条による児童福祉施設基準条例第42条第7号の準用

項目番号	2F	3F以上	適用される基準内容
ア	○	— ※1	建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物であること。 保育所では認められているイ準耐火建築物は不可。
イ	○	○	常用・避難用ごとに1以上の階段等が設けられていること。
ウ	—	○	保育室等の各部分から階段等のうち1に至る歩行距離が30m以下であること。
エ	—	○	調理室が耐火構造の床もしくは壁または特定防火設備で区画され、防火上有効にダンパーが設けられていること。 (または、スプリンクラーもしくは自動消火装置等が設けられていること。)
オ	—	○	天井、壁の仕上げを不燃材料にしていること。
カ	○	○	乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
キ	—	○	非常警報器具または非常警報設備及び火災通報設備が設けられていること。
ク	○ ※2	○	可燃性のカーテン、敷物、建具等への防炎処理が施されていること。

※1 児童福祉施設基準条例第42条第7号アの基準は、3階以上に保育室等を設置する場合に適用されませんが、建築基準法の規定により、耐火建築物としなければなりません。

※2 児童福祉施設基準条例第42条第7号クの基準は、2階に保育室等を設置する場合に適用されませんが、消防法の規定により、カーテン、敷物等の防炎処理は保育室等を2階以下に設ける場合にも行う必要があります。

(参考) 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防炎対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。

児童福祉施設基準条例第42条第7号イ階段等

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。 ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室

		<p>等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	
<p>※ 平成27年3月31日までに認可された幼稚園からの移行で既存の設備を用いる場合、建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは保育室等を2階以上の階に設けることができます。</p> <p>※ 平成27年3月31日までに認可された保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、園舎が児童福祉施設基準条例第42条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、園舎を3階建て以上とする場合であって、児童福祉施設基準条例第42条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができます。（建築基準法第2条第9号の3の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）も可。）</p>			

7 認可変更

認可内容の変更については、あらかじめ相談するよう定められています。変更がある場合はこども施設整備課までお早めにご相談ください。

横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱

(内容変更の手続)

第 20 条 認可内容のうち特に運営に大きく関わる事項（定員、施設規模等）の変更をしようとする者は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

施設に関する変更	変更事項	申請または届出時期
		認可・確認
	認定こども園の名称	変更日の 1 か月前まで
	住居表示等に伴う 認定こども園の所在地	変更日から 10 日以内
	施設規模 (各部屋の面積、使用区分、敷地及び屋外遊戯場の面積等)	変更日の 1 か月前まで
	園長	変更日の 1 か月前まで
定員	増加 (利用定員のみの増加も含む)	変更日の 3 か月前まで
	減少	変更日の 3 か月前まで
	内訳変更	変更日の 3 か月前まで
	利用定員のみの減少	変更日の 3 か月前まで
	分園の設置	変更日の 3 か月前まで

法人に関する変更	変更事項	届出時期
		認可・確認
	設置者（法人等）の名称及び主たる事務所の所在地	変更日から 10 日以内
	代表者（経営の責任者） (その氏名、生年月日、住所)	変更日の 1 か月前まで
	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書	変更日から 10 日以内
	役員 (その氏名、生年月日、住所)	変更日から 10 日以内

8 Q & A

認定こども園の整備を進めていく中で、事業者の方からよくいただく質問とその回答をまとめました。

Q	A
横浜市と国とでは、設備・運営に関する基準に違いがあるのか。	乳児室又はほふく室、保育教諭の配置基準に違いがあり、横浜市で幼保連携型認定こども園へ移行・運営する場合は、横浜市の基準を満たす必要があります。
2方向避難の確保の考え方。	児童の安全確保の観点から、横浜市建築基準条例第6条の規定に基づいて、各保育室等から建物出口に至る経路を2以上確保するほか、原則として全ての保育室等に2以上の出口を設置するようしてください。また、保育室等を2階以上に設ける場合には、基準条例に基づいて必要な設備を備える必要があります。
園庭からの2方向避難の考え方。	2方向避難については建築基準法令等で定められた建物火災の際の規定であるため、建物ではない屋外にある遊戯場には適用になりません。しかし、防犯等の対策上、児童の安全確保を考慮した計画にしてください。
防犯設備は必要か。	出入口の電子錠や非常警報装置、機械警備、防犯カメラなど、各施設の状況に合わせて、児童の安全確保のために必要な設備を備えてください。
安全対策として、どのような点に注意が必要か。	例として以下の対応が考えられます。施設の状況に合わせ、児童の安全のために必要な設備を備えてください。 転落、園児飛出し：フェンス、柵の設置 (高さや形状にも注意) 等 怪我：指はさみ防止、ガラス飛散防止、 家具等の角端部対応 等 感電：コンセントの位置、感電防止コンセントの設置 等 地震：家具転倒防止、蛍光管落下防止 等
給食等の調理は園舎の調理室で行わなければならぬのか。整備が必要なのか。	2・3号認定の子どもには給食の提供が義務付けられており、園舎内に調理室を整備する必要があります。ただし、満3歳以上の幼児に対する食事の提供については、外部搬入ができる特例があります。また、調理業務を第三者に委託することはできます。

調理室について、隔壁で区画することとあるが、具体的にはどんなことに留意したらよいか。	衛生的で安全な給食を提供し、また感染症等のまん延を防ぐため、調理室と調理室以外の部分は、随時オープンになっている箇所がないよう、区画してください。なお、換気ができる設備としてください。
乳児室と保育室を同室にすることはできるのか。	同室である場合でも、保育スペースを区画するなど、安全に保育が行えるよう対応してください。
敷地外への出口は1つでもいいか。	安全な園運営が行えるよう複数の出口設置が望ましいです。
1号認定と2号認定の子どもはそれぞれ保育室が必要か。	1号認定と2号認定の子どもは、教育時間中は一体となって学級を編成します。そのため、保育室を分ける必要はありません。なお、教育時間後の長時間保育については、部屋を別途設けて運営することも考えられます。
用途変更の手続きは必要か。	<p>幼稚園からの移行の場合、既存園舎も含め、幼保連携型認定こども園への用途変更が必要となります。その際、排煙・照明設備等の整備が必要となる場合があります。</p> <p>また、保育所からの移行の場合、基本的に用途変更の届出は不要ですが、当該保育所の所在地が第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域の場合のみ、用途変更の届出が必要となります。</p> <p>※建築や用途変更等について、都市計画法による開発許可等が必要となる場合がありますので、スケジュール等を十分に確認しておく必要があります。</p>
幼稚園からの移行における、既存園舎の用途変更に係る福祉のまちづくり条例の適用は。	<p>既存の幼稚園舎を利用して幼保連携型認定こども園に移行する場合において、既存の幼稚園舎部分に限り、以下の条件により、用途変更時の整備基準への適合が不要となります。なお、不要とする場合、建築局の許可手続きを行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行に際し整備を行う部分（既存の幼稚園舎のうち、こども園への移行に際し整備を行う部分と共に用する部分を含む。）は基準に適合させること（ただし、構造上等の理由により改修が困難な部分を除く。） ・許可を受けた部分については、今後の改修等の際に順次基準に適合させること <p>※移行にあたり新たに建築する園舎についても、一部設備の緩和が可能となる場合があります。</p> <p>※建築局ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/machizukuri/24kyoka.html</p>

0歳児の受け入れは必須か。	新たに幼稚園または幼稚園型認定こども園から移行する場合には、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、原則受入れ枠を設定しないこととします。
平成27年3月31日までに認可された既存園からの移行に適用される特例の範囲は。	移行特例の対象は、既存の設備（園舎、園庭等）を用いる部分のみです。乳児棟などの新築部分や改築した場合などは、基準への適合が必要となります。
平成27年4月1日以降に新築・改築した園舎等について、移行特例は適用されるか。	適用されません。幼保連携型認定こども園への移行時期に関わらず、移行特例が適用できるのは、平成27年3月31日までに設置されていた既存設備です。
幼稚園型認定こども園へ移行する場合、施設の整備は必要となるか。	幼稚園の認可基準の範囲内で既存の設備（園舎、園庭等）を利用する場合、認定を受けるために特段の施設整備は必要なく、用途変更の手続きもありません。なお、幼稚園型認定こども園へ移行する場合、利用定員は1号・2号定員を設定していただきます。

9 その他

(1) 整備における木材の積極的な活用

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

整備に当たっては、建物の木造化や、天井、壁、床などの内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

詳しくは、横浜市のホームページをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/carbon_neutral/mokuzai/wood-timber.html

第3章 認定こども園の運営

1 認定こども園への入所

(1) 1号認定の場合

保護者が利用希望園から内定を得たのち、園を通じて横浜市に支給認定の申請を行います。横浜市から支給認定証を交付後、園と保護者の間で利用契約を結ぶことになります。

(2) 2号・3号認定の場合

保護者が横浜市に支給認定・利用申請します。横浜市による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で、園と保護者の間で利用契約を結ぶことになります。

2 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・厚労省・文科省告示）」を踏まえ行う必要があります。また、教育及び保育の全体的な計画・指導計画等の作成が必要です。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、以下の方針に基づき作成されています。

① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育及び保育が基本とされていることを踏まえ、幼保連携型認定こども園においても環境を通して教育及び保育を行うことを基本としたこと。
- 教育及び保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五つの領域から構成するものとしたこと。

② 小学校教育との円滑な接続

- 幼保連携型認定こども園における教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしたこと。
- 幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図るものとしたこと。

③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連續性を考慮して展開していくものとしたこと。
- 園児の一日の生活の連續性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をするものとしたこと。特に、入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと。
- 教育及び保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児それぞれ明示したこと。

また、認定こども園は、基準条例に定める設備運営基準を超えて、常にその施設及び運営を向上させなければなりません。

次の事項にご留意いただき、教育・保育の質の向上に努めてください。

(1) 本市が策定した教育・保育施策について、積極的な取組に努めること。

(2) 地域における子育て支援のため、その社会的な役割を認識し、区役所等関係機関と連携し行動すること。

(3) 運営状況等について自己評価を行い、その結果を公表すること。また、関係者による評価や第三者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

(4) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講ずること。

(5) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと

※その他児童福祉法や認定こども園法において準用される学校教育法、学校保健安全法など、関係法令に基づく運営が必要となります。

3 職 員

幼保連携型認定こども園には園長のほか、保育教諭（幼稚園教員免許＋保育士資格を併有する者）、学校医等及び調理員などの配置が必要です。保育教諭については、児童の年齢毎に配置基準が定められています（横浜市は運営費の加算により、配置基準を上乗せしています）。また、調理員の必要数は定員によって異なります。

児童：保育教諭の配置基準			調理員の配置基準	
年 齢	横浜市基準	(国基準)	定 員	必 要 数
0歳児	3 : 1	3 : 1	40人以下	1人
1歳児	4 : 1	6 : 1	41人以上150人以下	2人
2歳児	5 : 1	6 : 1	151人以上	3人
3歳児	15 : 1	15 : 1		
4歳児以上	24 : 1	25 : 1		

※ 各学級に担任として、1人以上の専任の保育教諭の配置が必要です。

※ 保育教諭は園に常時2名以上の配置が必要です。

※ 幼保連携型認定こども園以外の場合は、従事する時間や子供の年齢に応じ、幼稚園教員免許もしくは保育士資格のいずれかでも可能です。

※ 学校医、学校薬剤師、学校歯科医の選定については、横浜市医師会等にお問い合わせください。

4 教育・保育時間等

(1) 開所日

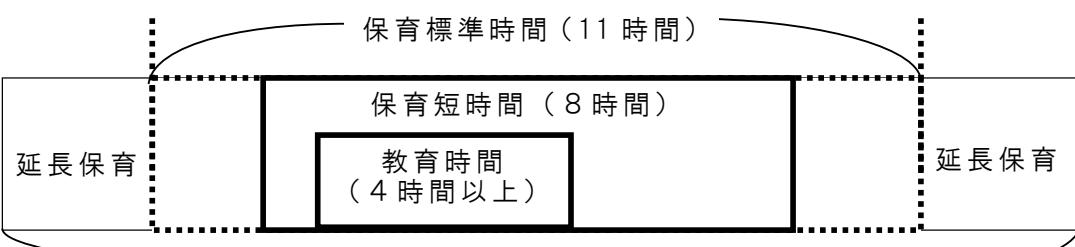
- ・ 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた日が開所日となります。
- ・ お盆休みや開園記念日等、施設独自の休日は設定できません。ただし、1号認定子どもに係る休園日は、教育週数が39週を下らない範囲で設けることができます。

(2) 教育・保育時間

- ・ 1号・2号認定の子どもの毎学年の教育週数は39週を下ってはなりません。
- ・ 教育に係る標準的な1日当たりの時間（教育時間）は4時間程度とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮し設定する必要があります。
- ・ 保育を必要とする子どもに該当する園児の保育の時間（2号認定については教育時間を含む）については、開所日の曜日に関わらず、保育短時間（8時間）認定の子どもが最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（8時間）』と、保育標準時間（11時間）認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（11時間）』を確保するため、11時間以上の開所時間を設定してください。
- ・ また、保育時間を超える時間帯を『延長保育』とし、地域のニーズに応じて実施してください。

※土曜日についても、11時間以上の開所になります。

（11時間未満の場合、運営費の減額があります。）



5 地域子育て支援事業等

認定こども園は、地域の子育て支援を行う機能を有しており、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、在園児に限らず、保護者自身が行う子育てを積極的に支援することが必要です。保護者の不定期な就労や、病気・入院・出産等による緊急・一時的な利用のための一時預かり事業や、地域に開かれた子育て支援施設として育児サークルの支援やイベントの開催、育児不安を解消するための相談やカウンセリングなど、地域のニーズに応じた、子育て支援事業の実施を行ってください。

(1) 地域子育て支援事業

施設開放、育児講座、交流保育、子育て相談、関係機関との連携、子育て支援に係る人材の育成や社会資源の開発など、地域のニーズに応じて、適切に提供できる体制を整えてください。

なお、認可基準として、以下の子育て支援事業について少なくとも1つ以上の実施が必要です。

事業の内容	実施頻度
ア 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	<ul style="list-style-type: none">・ 1週間につき3日以上実施すること。・ 利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。
イ 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	<ul style="list-style-type: none">・ すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。
ウ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業	<ul style="list-style-type: none">・ すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。
エ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業	

(2) 産休明け保育、休日保育

産休明け保育及び休日保育を地域のニーズに応じて行っていただきます。

(3) 障害児保育

障害児保育を実施していただきます。

(4) 定員外入所

施設の基準及び地域の保育ニーズに応じて積極的に対応していただきます。(保育所への入所円滑化について(平成10年2月13日児保第3号 厚生省児童家庭局保育課長通知))

(5) 一時保育・預かり保育

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するため児童を保育する制度で、積極的に対応していただきます。また、1号認定の在園児童の預かり保育も実施していただきます。

6 運営費の助成

月々の運営費の助成として、公定価格や向上支援費等があります。

(1) 公定価格

ア 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの(月額)です。公定価格は、保護者から園が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から園に支払われる「施設型給付費」で成り立っています。

イ 利用者負担額は、保護者の市民税・所得割額をもとに横浜市が階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額(応能負担)となります。

満3歳児(1号子ども)と、3~5歳児クラス(1号・2号子どもとも)の利用料は、一部を除き、階層に関わらず無償です。

公定価格から、横浜市が決定した利用者負担額を差し引いた金額が「施設型給付費」となります。

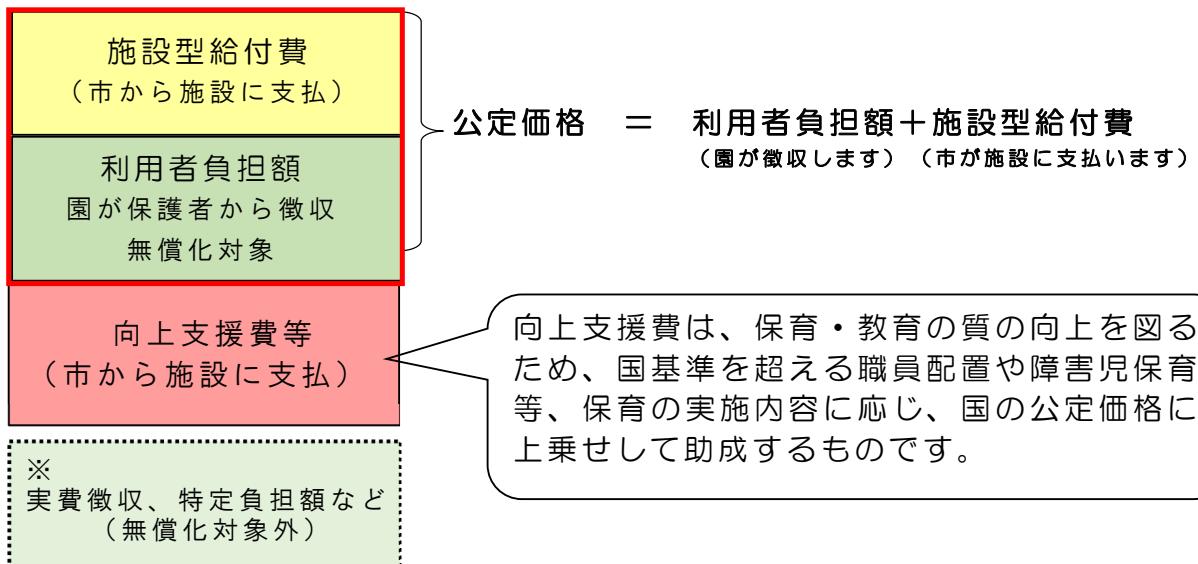
(2) 向上支援費等

公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」があります。

(3) その他

本市の示すガイドラインに基づく延長保育料、実費徴収(幼児の主食代、延長保育サービスの実施に伴う夕食代・おやつ代等)のほか、特定負担額(入園料、施設整備費、○○教育費等のいわゆる上乗せ徴収)の設定が可能です。なお、特定負担額を徴収する場合は、あらかじめその額や使途、徴収時期について説明し、保護者から書面による同意を得る必要があります。

<認定こども園への助成>



7 認定こども園の給食

2・3号認定子どもに対する給食業務については、基準条例で読み替えて準用する児童福祉施設基準条例（第14条）に基づき、実施してください。

原則自園調理での提供が必要ですが、特例として満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、条件を満たせば外部搬入が可能な場合があります。

なお、1号認定子どもに対する給食の提供は任意となります。提供する場合は2・3号認定子どもに対する提供と同様の取扱いしてください。

※3号認定については自園調理での提供が必要ですので、幼保連携型認定こども園を整備する場合は、原則2号認定についても自園調理での提供してください。

(1) 給食調理業務を外部委託する場合

- ・ 委託を受ける業者の方は食品衛生法の営業許可が必要となります。
- ・ 調理施設は、定められた施設基準に適合した内容で整備していただく必要があります。
- ・ 調理業務を委託する場合は、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（内閣府・厚労省・文科省通知）」に基づき、実施してください。

(2) 外部搬入（満3歳以上の子どもに限る）を行う場合の条件

- ・ 幼児に対する食事の提供の責任が当該園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ・ 当該園又は横浜市の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること、その他栄養士による必要な配慮が行われること。
- ・ 調理業務の受託者を、当該園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- ・ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等により幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ・ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(3) 各種届出

提出書類	提出者	提出先
給食開始届出書	認定こども園の設置者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター福祉保健課」
営業許可申請書 (外部委託の場合のみ)	委託業者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」

※ 申請又は届出方法に関することや、予定する給食調理業務が食品衛生法の営業許可に該当するかどうかが不明の場合は、その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

※ 開園時に「直営」の届出をして、その後に外部委託に変更する場合は、その時点で食品衛生法の営業許可が必要となりますので、変更前にその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

第4章 參考資料

○横浜市の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の主な基準(まとめ)

※平成 27 年 3 月 31 日までに認可された幼稚園・保育所からの移行で既存の設備を用いる部分においては、一部移行特例あり。

設置主体	社会福祉法人・学校法人 ※ただし、既存の個人立や宗教法人立等の幼稚園が移行できる特例あり。
利用定員	1 号・2 号・3 号
園長資格	教諭専修免許又は一種免許+保育士登録+5年以上の実務経験 (同等の資質を有し、園を適切に管理及び運営する能力を有すると設置者が認める者も可)
学級編制	満 3 歳以上の園児については、学級を編成する。 1 学級:35 人以下(学級は 1 号と 2 号をあわせて編成)
職員の配置	0 歳:1/3 人 1 歳:1/4 人 2 歳:1/5 人 3 歳:1/15 人 4・5 歳:1/24 人 ※各学級に担任 1 人以上。 ※常時 2 人を下ってはならない。
職員の資格	保育教諭(幼稚園教諭免許及び保育士登録)
医師等の配置	学校医・学校歯科医・学校薬剤師をそれぞれ置く(委嘱可)
園舎の階数	園舎は、2階建て以下を原則とする。 ただし、特別の事情がある場合は、3 階建て以上とすることができる。
園舎面積	AとBを合計した面積以上 A 学級数に応じた面積 1 学級:180 m ² 2 学級以上:320 m ² +100 m ² ×(学級-2) m ² B 満 3 歳未満の保育室・乳児室・ほふく室の基準面積
必要となる設備	(1) 職員室 (2) 乳児室又はほふく室 (3) 保育室 (4) 遊戯室 (5) 保健室 (6) 調理室 (7) 便所 (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ※以下は設置に努める。 (1) 放送聴取設備 (2) 映写設備 (3) 水遊び場 (4) 園児清浄用設備 (5) 図書室 (6) 会議室
保育室・乳児室・ほふく室	2 歳児以上:1 人あたり 1.98 m ² 以上 0・1 歳児 :1 人あたり 3.3 m ² 以上
保育室の設置階	保育室等は、1 階に設けるものとする。ただし、園舎が第 14 条第 1 項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第 42 条第 7 号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を 2 階に、前項ただし書の規定により園舎を 3 階建て以上とする場合であって、第 14 条第 1 項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第 42 条第 7 号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を 3 階以上の階に設けることができる。 3 階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満 3 歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、当該保育室等と同じ階又は当該保育室等がある階の上下 1 階の範囲内に園庭を有する場合は、満 3 歳以上の園児の保育室等を 3 階以上の階に設けることができる。

園庭面積	A・Bのどちらか大きい方以上 A 2 学級以下 $330 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2 \times (\text{学級}-1) \text{ m}^2 + 2 \text{ 歳児} \times 3.3 \text{ m}^2$ 3 学級以上 $400 \text{ m}^2 + 80 \text{ m}^2 \times (\text{学級}-3) \text{ m}^2 + 2 \text{ 歳児} \times 3.3 \text{ m}^2$ B 2 歳児以上 $\times 3.3 \text{ m}^2$
園舎・園庭位置	建物等と同一の又は隣接する敷地内 ※ただし、主たる園舎のある敷地とそれ以外の敷地が、公道を挟む程度である等、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、園児が移動する際の安全が確保されており、活動上支障がないと判断できる場合については、この限りでない。
屋上園庭の取扱い	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例第7条第7項に規定する園庭に必要な面積は、原則として、屋上(バルコニー等を含む。)を算入することはできない。ただし、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、当該建物の屋上に園庭を設けることができる。 (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づく教育及び保育の内容を適切に実施できるような環境を構成するよう配慮すること。 (2) 耐火建築物であること。 (3) 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること。 (4) 防災上の観点から次の点に留意すること。 ア 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。 イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。 ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。 エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。 オ 屋上の周囲には金網等を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。 カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。 キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。 (5) 園庭を地上に設置した場合と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できること認められること。 (6) 保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。 (7) 使用する際には、複数の保育教諭等を配置するなど、園児の安全確保のための十分な措置を講じること。
遊戯室	90 m^2 以上
給食	1号は任意、2・3号は実施義務(原則自園調理)
教育及び保育の内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
子育て支援	育児相談、園庭開放、交流保育等(うち、1つ以上必須)

『主な関係法令』

- 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）
- 児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生労働省令第 11 号）
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）
- 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年 6 月 9 日内閣府令第 44 号）
- 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 25 日条例第 46 号）
- 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成 27 年 2 月 25 日条例第 2 号）
- 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 25 日条例第 48 号）
- 横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱（平成 27 年 3 月 31 日こ保整第 1659 号）
- 横浜市認定こども園認定・確認等要綱（平成 27 年 10 月 1 日ここ施第 1083 号）
- 横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱（平成 27 年 1 月 30 日こ企第 813 号）
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知
 - ・幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について（通知）（平成 26 年 12 月 18 日府政共生第 743 号／26 高私行第 9 号／雇児保発 1218 第 1 号／社援基発 1218 第 1 号）

《問合先一覧》

内 容	所 管	電話番号
認定こども園の整備について	横浜市こども青少年局 こども施設整備課	045(671)4146
認定こども園の運営について	横浜市こども青少年局 保育・教育運営課	045(671)3564
バリアフリー法・横浜市福祉のまちづくり条例について	横浜市建築局 市街地建築課	045(671)4510